広報
いながわ
第798号
平成21年（2009年）7月15日
毎月1日・15日発行
編集・発行
猪名川町総務課
人　口 32,592人
世帯数 11,610世帯
（7月1日現在）
〒666－0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑11－1　電話番号 072（766）0001（代表）ファックス番号 072（766）3732

住民と救急救命の架け橋に

猪名川町救急アドバイザーが誕生

▼消防本部で行われた救命講習で、心肺蘇生法の指導やアドバイスをする救急アドバイザー

本町では、平成8年度から普通救命講習を実施し、救命率の向上をめざしています。

この度、より住民の皆さんが気軽に救命講習を受講していただけるよう、阪神間で初となる「救急アドバイザー制度」を導入しました。今後、身近に、そして気軽に救急救命を学んでいただくため、2人の救急アドバイザーが活躍します。

今回は、救急アドバイザー制度について紹介します。

救急アドバイザー誕生の背景

本町では、救命率の向上を目的として救命講習を実施し、応急手当の普及に努めていますが、さらに住民の人達に救急業務をより身近なものにするため、多くの人達が気軽に学べる環境を整備することになりました。

そこで、今年度から「救急アドバイザー」を導入し、応急手当の普及啓発、AED（自動体外式除細動器）の取扱指導、救急業務の啓発を行います。

救急アドバイザーの仕事内容

救急アドバイザーは、主に次のような救急普及啓発活動を行っていきます。

■応急手当普及講習指導

▽消防本部が実施する救命講習、一般救急講習、出前救急講座
▽乳幼児事故防止講習
▽AEDの取扱指導

■病気や事故の予防に関する普及啓発、救急車適正利用啓発

▽季節に応じた病気や事故の予防に関する普及啓発（熱中症・やけどなど）
▽自治会などへ救急車適正利用の啓発や救急車要請に関する相談など

■広報活動

▽ミニ救急車を利用した広報
▽救急の日などのイベントでのPR

救急車の適正利用にご協力を

救急車は、本署に1台と出張所に1台の計2台が配備されています。平成20年の救急車の出動は1114件で、10年前の約1・5倍に増えています。

救急車は、けがや急病などで緊急に病院へ搬送しなければならない人のためのものです。緊急ではないのに救急車を要請すると、本当に救急車を必要としている人への対応が遅くなります。緊急でない場合は、自家用車やタクシーを利用して病院に行くようにしてください。

どこへでも講習に行きますので気軽に申込んでください！

現在、救急アドバイザーは研修を受講し、住民の皆さんに講習・指導などができるように勉強中です。

今後、啓発車両「ミニ救急車」に乗り、少人数で開催されるグループ講習、野球・テニス・ゲートボールなど、スポーツ施設で活動しているグループなど、要請があれば、簡単な応急手当の指導や講習などを行っていきます。

ぜひ、気軽まで消防本部に申込みください。

▲救急アドバイザー啓発車両の「ミニ救急車」

応急手当の重要性

けが・病気の様子や事故の状況などから、急いで病院へ連れていったほうがよいと思ったときは、迷わず119番通報をしてください。

私達は、いつどこで突然のけがや病気におそわれるか分かりません。また、けがや病気の人をそのままにしておくと悪化を招き、生命に危険をおよぼす可能性があります。その場に居合わせた人の迅速な応急手当が尊い命を救います。

心臓・呼吸停止などの緊急時、心臓停止では3分間何も処置されないと死亡率が約50％に、呼吸停止では10分間で約50％になります。

早く適切な応急手当をすると、救命率は大幅にアップします。皆さんも、ぜひ救命講習を受講し、応急手当・AEDの利用方法を身につけてください。

現在町ではAEDを役場や幼稚園、小・中学校など31カ所に設置しています。

問合せ　消防本部　766・0119

はじめまして。私達が救急アドバイザーです！

▲救急アドバイザーの藤川さん（右）と岡村さん（左）

救急アドバイザーとなりました藤川と岡村です。

私達は、これから救急アドバイザーとして、看護師の資格を生かしながら、応急手当の大切さを住民の皆さんの目線で伝えていけたらと思っています。

身近な人達を集めた講習などにも行かせていただきますので、気軽に声をかけてください。

夏の交通事故防止運動を展開

7月15日から同24日の間、夏の交通事故防止運動を展開します。夏季のレジャー時期には交通事故の多発が懸念されます。一人ひとりが交通安全意識と交通マナーの向上を図り、交通事故を防止しましょう。

～運動の重点項目～

◎高齢者と子どもの交通安全
◎自転車の交通安全
◎飲酒運転など悪質・無謀運転の根絶
◎全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

問い合わせは、コミュニティ課（766－8784）へ。